

石巻市庁議タブレット端末機器導入及び 通信サービス利用業務に関する仕様書

1 業務名

石巻市庁議タブレット端末機器導入及び通信サービス利用業務

2 委託期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで（60か月）

3 目的

電子データによる庁議関連資料やその他関係資料の共有及び情報伝達の迅速化、更には会議のペーパーレス化を実現し、これまで会議開催時に要していた資料作成等に係る事務負担軽減と経費縮減に資するため会議参加者にタブレット端末機器を配布し、会議運営の能率向上及び効率化を図るとともに、平時はもとより自然災害やウイルス感染症の拡大など、不測の事態における連絡体制の強化を図るため、タブレット端末機器を導入し通信サービスを利用するもの。

なお、ペーパーレス会議を実現するためのソフトウェア（以下「文書共有システム」という。）の調達は、本業務とは別に実施する。

4 業務内容

本業務の内容は、次の（１）～（６）の項目を一括して行うものとする。

（１）タブレット端末機器の賃貸借

以下に記述する「タブレット端末機器仕様」の各項目内容を満たすタブレット端末及び「付属品」60台機器一式を納入すること。

【タブレット端末機器仕様】

項目	内容
製品指定	Apple 13 インチ iPad Air (M4) Wi-Fi+Cellular モデル
外装色	不問。ただし、全台同じ色とする。
ストレージ容量	128GB 以上
セキュリティ	MDM（モバイルデバイス管理）による以下の管理に対応すること。 ① 管理者による一元管理に対応すること。 ② 遠隔ロック及び遠隔初期化が可能であること。 ③ アプリケーション配信機能を有すること。 ④ OS アップデート管理機能を有すること。 ⑤ 位置情報を取得できること。
その他	Apple Business Manager に対応すること

【付属品仕様】

項目	内容
保護ケース	端末を自立させるためのスタンド機能及びタッチペン収納可能な端末の前面を覆うケースタイプとする。
タッチペン	Apple Pencil（第2世代）とする。

(2) 通信の提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線60回線を提供すること。

項目	内容
ア	LTE/4G以上で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。
イ	1月あたり1台に対して、高速データ通信量上限2GB以上を含むこと。
ウ	上限超過後は、当月末日までの通信速度が低速（送受信最大128kbps程度）で利用可能であること。
エ	回線使用期間は、令和8年11月1日から令和13年7月31日までとする。 ただし、端末機器に係るセットアップ（初期設定等）や返却後の初期化等で上記期間外に通信を利用する場合は、受注者の負担とする。

(3) タブレット端末等の初期設定等の実施

以下の条件を満たす初期設定等を実施し納入すること。

- (ア) 初期設定に必要な事項は、契約締結後、委託者と協議の上、設定すること。
- (イ) 管理台帳を作成すること。
- (ウ) 管理番号や、サポートダイヤル等の情報ラベルを貼付すること。
- (エ) 1台毎に設定シートを作成し、指定するメールアドレス・ID・パスワードを登録すること。
- (オ) ID毎にパスワード等によるアクセス制限及び利用者権限の制御がなされていること。
- (カ) 委託者が指定するアプリケーションのインストール等の設定を行うこと。
- (キ) 本業務とは別に本市が調達する文書共有システムをインストールし、設定を行うこと。
また、同システム利用に必要となる「Apple Account」（旧「Apple ID」）の取得も併せて行うこと。
- (ク) モバイルデバイス管理（MDM）を導入し、本市のネットワーク上のパソコンをMDM管理機とすること。また、不正アプリインストールの検知や有害サイトへのブロック、アクセス制限等のフィルタリング機能を設定すること。

- (ケ) 指定したユーザーのみ登録し、グループチャットによる1対1及び1対複数でのメッセージや写真、動画等のやりとりを可能とするマルチデバイス対応のグループウェアアプリをインストールし設定を行うこと。
- (コ) 上記(ケ)でインストール及び設定を行うアプリは、業務効率向上の観点から、石巻市議会において利用しているアプリと同様にするか若しくは、石巻市議会において利用しているアプリと互換性のあるアプリとすること。
- (サ) 不具合、紛失、盗難が生じた場合の対応
タブレット端末機器に不具合が生じた場合は、速やかに無償修理又は無償交換を行うこと。また、紛失、盗難の場合は、直ちにタブレット端末機器及び回線の不正使用を防止するための措置を講じること。

(4) タブレット端末機器及び通信環境の運用サポート（保守管理）

以下の運用サポート（保守管理）を行うこと。

- (ア) 納入前に委託者に「主な利用想定場所」を確認し、委託者より指定された利用想定場所の通信エリア品質調査を実施のうえ、実施報告書を提出すること。また、必要に応じてエリア改善を実施するとともに、納入後もエリア品質悪化が見られる場合は、現地調査の上で安定した通信が可能となるよう改善すること。
- (イ) 本調達で導入したタブレット端末機器が正常動作しない場合、委託者から申告後1営業日以内に現地訪問し、原因究明に向けた診断作業を行い、当該診断結果に基づき所要な対策を講じること。
- (ウ) 本調達で導入した物品やサービスにおけるアフター対応窓口は、利用または機器トラブル等に関する問い合わせに対応すること。
- (エ) 端末機器の紛失や盗難等、端末機器利用者または管理者からの連絡による遠隔初期化及びリモートロック、利用中断の実施は、24時間365日対応可能なコールセンター等で対応すること。
- (オ) タブレット端末機器には、契約期間中の製品保証サービスを付けること。
- (カ) 端末機器故障対応時は、故障機器の状況に応じ別途有償対応とならない範囲で、良品交換のほか、初期設定等を実施すること。
- (キ) 納入された機種が生産終了等の理由により、代替や交換が困難な場合は、後継機の同等品の機種を提供するものとする。ただし、事前に委託者と協議を行うこと。

(5) タブレット端末機器の操作研修会の実施

- (ア) タブレット端末機器の操作方法等について、納入時に利用者及び管理者を対象に研修会を実施すること。
- (イ) 納入時のほかに、委託期間中3回／年程度、利用者及び管理者を対象に、委託者との協議に基づき依頼に応じて現地で研修会を実施すること。ただし、別調達となる石巻市文書共有システムについては、業務対象範囲外とする。

(6) マニュアルの作成

以下のマニュアルを作成すること。ただし、別調達となる石巻市文書共有システムについては、作成対象範囲外とする。

- (ア) タブレット端末機器 設定マニュアル
- (イ) タブレット端末機器 基本操作マニュアル (利用者及び管理者向け)
- (ウ) タブレット端末機器故障時や紛失時等の対応マニュアル

(7) 端末機器返却後の初期化

賃貸借期間が満了し返却後には、工場出荷状態に初期化すること。

5 納入期限

令和8年11月1日

6 納入場所

石巻市役所本庁舎4階 企画部DX推進課

7 契約方法

地方自治法第214条の規定に基づき設定した債務負担行為による複数年契約とする。

8 入札金額

入札金額は、本仕様書に記載のタブレット端末機器の賃貸借料のほか、通信費、初期設定、保守管理、操作研修会及びマニュアルの作成、グループウェアアプリの使用料、通信エリア品質調査・エリア改善費等、一切の経費を含めた総額（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を入札書に記載すること。

9 委託料の支払時期

月額払いとし、翌月末日までに当月分の委託料を支払う。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議の上決定するものとする。

11 暴力団等の排除について

(ア) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(イ) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二

次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。)としてはならない。

(ウ) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

(エ) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。

(オ) 受注者は、(エ)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により建設工事等担当課長に報告すること。

(カ) 受注者は、下請負人等に対しても、(エ)及び(オ)と同様の措置を指導すること。

(キ) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。

(ク) 市長は、受注者が(エ)及び(オ)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。